

令和5年度キンメダイ食害情報収集システム導入事業業務委託仕様書

1 業務の目的

近年、サメ類、イルカ、バラムツによる食害被害が深刻化しており、効果的な対策を強く求められている。また、食害による漁獲量の減少は、資源量を過小に評価し、過大な資源管理策をもたらす可能性があることから、食害量の正確な把握が必要となっている。これらのことから、食害被害の実態把握に努めるとともに、その対策に関する情報収集と漁業者への情報提供の必要がある。そこで、漁業者がスマートフォンアプリに食害情報を入力することで食害情報を集積する仕組みを導入する。漁業者間で食害情報を共有し、漁場を選択することで被害を未然に防ぐとともに、正確な食害量の把握によりキンメダイの資源評価精度の向上を目指す。

2 業務の概要

(1) 業務概要

- ・ 食害情報収集アプリの構築
- ・ 食害情報収集アプリの運用支援、保守

(2) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(3) 想定業務スケジュール

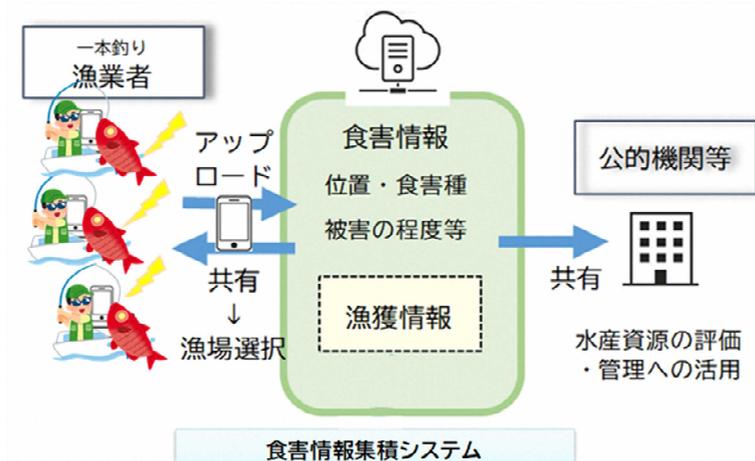
時期	内容
令和5年11月上旬	契約
契約締結日～令和6年2月	食害情報収集アプリの構築、内容調整
運用開始日～令和6年3月29日	テスト稼働、運用支援、保守
令和6年4月1日～	本格稼働

(4) 想定利用者

食害情報収集アプリの利用者は主に下記とおり想定している。

- ・ キンメダイ釣り漁業者(200)
- ・ 漁業関係団体職員(伊東・下田・南伊豆・御前崎)
- ・ 静岡県職員(県庁水産・海洋局、水産・海洋技術研究所)

<事業イメージ図>



3 業務の内容（提案要求事項）

食害情報収集アプリの構築に当たっては、以下（１）～（４）の要件に従うこと。

（１）食害情報収集アプリのねらい

キンメダイの漁業者が食害情報を入力し、その情報を集計して漁獲量への影響等を試算できるようにすること。また、集計データを地図上に表示し、漁業者がどこで食害が発生しているか確認して漁場選択に活用できる、両方の機能を兼ね備えたアプリを構築すること。

（２）食害情報収集アプリの基本的なフレーム

漁業者が特別なアプリを入手しなくても入力しやすいように、既存のアプリ「LINE」を活用したシステムとすること。また、関係者のみが入力し、集計結果を活用できるように限られた者だけが、アクセスできるようにすること。

本委託業務は、デジタル田園都市国家構想交付金制度（デジタル実装タイプ）を活用した事業であるため、交付金の要綱・要領に沿った仕様（他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用して迅速に横展開する実装の取組）とすること。

（３）想定される利用規模

最大 200 名規模を想定している。

（４）食害情報収集アプリの主な機能

区 分	主な機能
入力機能	<ul style="list-style-type: none">・漁業者が、被害状況等を入力できること。・文字入力、選択入力が可能であること。・利便性を高める工夫をすること。 (別添資料 1 参照)
集計機能	<ul style="list-style-type: none">・各漁業者が入力したデータを集計し、エクセル形式または CSV 形式のデータに変換して保存しておくこと。 (別添資料 2 参照)
閲覧機能	<ul style="list-style-type: none">・集計したデータの一部（被害発生状況、例：サメ、イルカ、バラムツ、その他、被害なし）についてはスマホアプリの地図上に数日分取りまとめて表示できること。 (別添資料 3 参照)・データを集計し、全体単位・漁協単位・個別単位の閲覧表を作成すること。ただし、個人は自身の個別単位のみ閲覧でき、漁協は自身の漁協単位のみ閲覧でき、水産・海洋技術研究所は全ての集計表を閲覧できるようにすること。 (別添資料 2、4、5 参照)
情報配信機能	<ul style="list-style-type: none">・集計したエクセルデータは、必要に応じて水産・海洋技術研究所等でダウンロードできるようにすること。・未入力のデータを補完できる様に、ダウンロードデータを修正後に再アップロードできるようにすること。 (別添資料 2 参照)

（４）初期費用及び運用、保守費用

令和 5 年度における食害情報収集アプリの費用について、構築経費のほか、稼働後の運用、保守に係る経費を含めて提案すること。本年度の運用・保守に関わる費用(月額)がある場合は明示すること。運用・保守に関わる費用(月額)は令和 6 年度以降も変わらないこと。ただし、本業務委託の受託により、令和 6 年度以降の契約を保証するものではない。

4 システム要件

(1) 開発方針

- ア 食害情報収集アプリはクラウドサービスとして利用可能とすること。
- イ 食害情報収集アプリの構築に利用する製品について、将来におけるアプリ利用者が増加することを想定し、ライセンスやコンピューターリソースが容易に追加できるようにすること。ライセンスやリソースを追加する場合の費用は別途発注者と協議とする。

(2) 機能要件

- ア 個人情報情報を厳格に管理し、オープンデータとして扱う部分と非開示情報を区分すること。
- イ 障害発生時等においては、データの復旧が可能となるようにバックアップを取得すること。
- ウ バックアップはデータベースのダンプデータを一日一回7世代保管しておくこと。

(3) 環境要件

- ア 可用性、機密性を担保し、将来性を考慮したシステム稼働環境を提案し、システム全体として、少なくとも導入後5年間保守可能な構成とすること。
- イ 計画的なメンテナンス等を除き、原則として365日24時間利用（入力、出力、閲覧、編集等）可能とすること。

(4) 構築スケジュール

- ア 設計及び構築前に県と協議の上、構築スケジュールを設定すること。
- イ 令和6年3月中に運用を開始すること。なお、運用開始から令和6年3月29日まではユーザーを限定したテスト稼働期間とし、令和6年4月1日までに本格運用を開始すること。（開始時期については、県と協議した上で最終決定を行うものとする。）
- ウ 運用テスト、操作研修等、主要な構築・運用工程について、具体的なスケジュールを示すこと。
- エ 進捗確認のための報告を必要に応じて行うこと。

(5) 本業務期間内の運用保守

- ア サーバ、OS、その他ミドルウェア等について、脆弱性への対応（セキュリティパッチ及びウイルス定義ファイルの適用作業等）を適切に行うこと。
- イ ディスク容量等のリソース監視、セキュリティ機器等の設定及び維持管理等の定期的なシステム稼働状況の監視を行うこと。
- ウ 障害発生時の対応について、発注部署担当者と受託社の担当で保守受付窓口を一本化し、メール、電話等による問い合わせ、データ復旧、不具合に係るシステム改修に対応すること。なお、電話対応時間は平日の9時から18時までの間とする。

(6) その他の留意事項

本仕様書に記載のない問題が生じた場合、または本仕様書にて想定されていない問題が生じた場合は、県と協議の上、解決方法を決定すること。

5 令和6年度以降の運用保守について

(1) システム保守について

保守サービス内容の決定に当たっては、システムの安定的な運用、継続的な利用、費用の適正化を目的として検討する。保守サービスの内容については、受託者と県で協議の上、役割分担を明確にし、適切かつ確実に実施すること。

障害時の対応について、保守受付窓口を一本化し、障害発生時に速やかに連絡が取れ、復旧作業を開始できることを前提条件とすること。

保守作業の実施に当たり、業務の停止を伴う場合は、利用者に支障がないように、事前に県と協議し、作業内容の通知を行って県の許可を得ること。

6 成果物

(1) 納入物件

ア 本システム

イ 各種ドキュメント類

日本語で作成すること。また紙媒体及び電子データの形態で記録媒体に格納して納品すること。また、操作マニュアル、運用マニュアルの作成過程においては、県との打ち合わせを実施すること。

- ・操作マニュアル
- ・その他県が必要と認めるもの

(2) 提出期限

ア 業務完了報告書：構築業務完了時及び委託期間満了時

(3) 納入場所

ア 名称：静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

イ 所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館8階

8 再委託等

業務の一部を再委託する場合は、受注者は事前に県と協議の上、承認を受けること。ただし、作業全部の再委託及び再委託事業者からの再々委託は禁止する。

受注者は、機密を保持し、知的財産権等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託事業者及び再々委託事業者も負うよう、必要な措置を講じ、その内容を県に書面で提出して、承認を得ること。

9 その他

(1) 実施体制

ア 受託者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、県の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて開発担当者が打ち合わせ等に参加し開発に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

(2) 秘密保持等

ア 県及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務により作成された全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 県は、受託者の著作者人格権の同一性保持権に接触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。

ウ 契約終了時に他のシステムへのデータ移行の必要が生じた場合は、県又は県が指定する移行先へデータの提供や名義変更等の手続きを行うこと。

エ 本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し解決にあたること。

(4) その他

ア 受託者は、業務を実施するに当たって、随時、県経済産業部水産・海洋局水産資源課へ実施状況の報告を行うとともに、必要な指示を受けること。

イ 受託者は、本委託業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。

ウ 本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合には、県と受託者の協議により決定するものとする。